

		合併処理浄化槽設置場所				
		ア	イ	ウ	エ	
		家屋新築に伴う設置	合併処理浄化槽家屋の建替に伴う設置	合併処理浄化槽家屋の浄化槽更新（老朽化・破損・増築による人槽変更など）	汲取便槽または単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置	
申請者の現住所（居住家屋）	岡山市外	①	①	×	①+⑦または①+⑧	
	岡山市内	A ・集合住宅または戸建て賃貸住宅 ・親族等の家に同居している者が分家独立する場合	② ③	② ③	×	⑦または⑧
		B 下水道（農業集落排水施設を含む）接続済の住宅	④	④	×	⑦または⑧
		C 汲取便槽・単独処理浄化槽の住宅	⑤	⑤	×	⑦または⑧
	D 合併処理浄化槽の戸建て住宅（A欄の場合を除く）	×	×	×	⑦または⑧	
	E 現住所に設置	⑥+③~⑤ （※1）	×	×	⑥+⑦ または ⑥+⑧	

※1：移動前の住所が集合住宅または戸建て賃貸住宅の場合で、住民票から確認できない場合は②の書類を提出してください。

- ①住民票
- ②賃貸借契約書の写し等申請者が集合住宅等に住んでいることが分かる書類
- ③同居する世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）及び誰が分家独立するかを記載した理由書
- ④現住所の水道の検針票「ご使用水量・料金のお知らせ」の写しまたは水道局発行の「岡山市水道料金等収納状況のお知らせ」
- ⑤【汲取便槽】その住所のし尿汲取料金の請求書または領収書の写し
【単独処理浄化槽】その住所の浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し
- ⑥異動前後の住所が記載された住民票及びその理由書
- ⑦改造・増築の場合
【汲取便槽】便槽の撤去前写真
【単独処理浄化槽】撤去前写真及び浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し
- ⑧改築・建替の場合
【汲取便槽】し尿汲取料金の請求書または領収書の写し
【単独処理浄化槽】浄化槽法第11条第1項に規定される検査結果通知書の写し
に加えて、上記書類が申請者名義でない場合は、建物登記事項証明書又は売買契約書等その改築・建替前の建物の存在が確認できる書類

I 合併処理浄化槽を設置する場所が専用住宅または建売住宅・中古物件の場合は、上記追加して以下の添付書類が必要です。

- 【借家等で賃貸借契約がある場合】賃貸借契約書及び所有者が浄化槽を埋設すること及び居住することを承諾する書面及び7年間居住誓約書
- 【借家等で賃貸借契約がない場合】所有者が浄化槽を埋設すること及び居住することを承諾する書面及び7年間居住誓約書
- 【建売・中古住宅を購入するが所有権移転前の場合】売買契約書又は要約書及び所有者が浄化槽を埋設すること及び居住することを承諾する書面
- 【建売・中古住宅を購入し、所有権移転後の場合】売買契約書

II 主たる生活の本拠ではない自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする場合は、上記に追加して以下の添付書類が必要です。

- 【現に居住している場合】使用実績のある公共料金の請求書または領収書等の写しなどその物件に居住していることが確認できる書類及び居住することの誓約書
- 【これから居住する場合】売買契約書等その建物の所有が確認できる書類及び居住することの誓約書